

令和7年度税制改正に関する提言について

徳山周南法人会から、特にお願いしたいポイントです。

～シンプルな税制を目指そう！～

① 事業承継税制の拡充

- ・ 中小企業経営者の事業承継にあたり、事業用資産、取引相場のない株式の評価の見直し、相続、贈与税の納税猶予制度の拡充を求める。両資産は、事業継続に必要な資産であって、いわゆる個人資産とは性格を異にするものである。

② 二重課税の是正

- ・ 物品税
ガソリン、酒、たばこ等の販売価格には物品税が含まれており、その価格に更に消費税が課せられる二重課税の是正。
- ・ 相続税
過去に所得税を課税された後に蓄えた不動産や株式、預貯金等を相続する際に、更に相続税を課せられる二重課税の是正。
- ・ 配当
配当は法人課税済み利益から支払われており、受領する個人の所得税に対する二重課税の是正。

③ 消費税の簡素化

- ・ 消費税の軽減税率制度はインボイス制度の実施により更に事業者に必要な事務負担を強いている。税率8%の軽減税率を即刻廃止し、10%に統一すべきである。

④ 印紙税の廃止

- ・ 電子取引の拡大により印紙貼付不要なものが増えている一方で、文書作成のものは旧態依然のまま印紙の貼付を必要としている。公平性の観点から廃止すべきである。

以 上